

# 栃木市国民健康保険運営協議会資料

日 時：令和6年7月29日(月)

午後1時～

場 所：栃木市役所 3階 正庁A

栃木市生活環境部保険年金課

## 令和6年度第1回栃木市国民健康保険運営協議会次第

日 時 令和6年7月29日(月)午後1時～

場 所 栃木市役所 3階 正庁A B

1 開 会

2 市長あいさつ

3 委嘱状交付

4 委員紹介

5 臨時議長選出

6 会議録署名者指名

7 議 事

(1) 会長及び職務代理者の選挙について 資料1

(2) 令和6年度事業計画(案)について 資料2

(3) 国民健康保険税率等の見直し及び課税限度額の引き上げについて 資料3

(4) その他

8 閉 会

## (1) 会長及び職務代理者の選挙について

栃木市国民健康保険運営協議会委員の改選に伴い、新たに会長及び職務代理者を選出する。

任期は、令和6年7月1日から令和9年6月30日までとする。

会 長	
職務代理者	

## 【参考】

## 国民健康保険法施行令（抜粋）

（会長）

第5条 協議会に、会長1人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故あるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

## 栃木市国民健康保険規則（抜粋）

（選挙）

第4条 協議会の会長及び会長の職務を代行する委員の選挙は、無記名投票で行い、有効投票の最多数を得たものを当選人とする。

2 当選人を定めるに当たり、投票数が同じであるときは、くじで定める。

3 委員中異議がないときは、第1項の選挙に代えて、指名推薦の方法を用いることができる。

4 会長がその職務を辞したとき、その他会長が欠けるに至ったときは、その欠けるに至った日から30日以内に会長の選挙を行わなければならない。

（任期）

第5条 会長及び会長の職務を代行する委員の任期は、委員の任期による。

第6条～第8条 略

（議長）

第9条 協議会の会議は、会長が議長となる。ただし、会長及び会長の職務を代行する委員がともにかけた場合の会議においては、年長の委員が臨時に議長となる。

## 令和6年度事業計画（案）

開催日	内 容
令和6年 7月29日	第1回 国民健康保険運営協議会の開催 (1) 会長及び職務代理者の選挙について (2) 令和6年度事業計画（案）について (3) 国民健康保険税率の見直し及び課税限度額の引き上げについて
8月23日	第2回 国民健康保険運営協議会の開催 (1) 国民健康保険税率等の見直しについて (2) 令和5年度国民健康保険特別会計決算について (3) 令和5年度データヘルス事業の実績について
10月16日 (Web会議)	国保運営協議会委員研修会の開催 (県国保連合会、県運営協議会長会主催)
11月上旬	第3回 国民健康保険運営協議会の開催 (1) 国民健康保険税率等の見直しについて・・・答申
12月中旬	第4回 国民健康保険運営協議会の開催 (1) 国民健康保険税率等の見直しについて・・・答申
令和7年 1月中旬	第5回 国民健康保険運営協議会の開催 (1) 令和7年度国民健康保険特別会計予算(案)について

※上記のほか、必要に応じて随時運営協議会を開催する場合があります。

## 国民健康保険税率等の見直し及び課税限度額の引上げについて

### 1 背景・目的・効果・特記事項

国保制度改革に伴い、県が示す標準保険料率を参考に保険税率等を決定することになっている。本市では令和6年3月に国民健康保険税条例を改正し、令和6年度から新税率により課税している。

令和5年度の保険税率の見直しにあたり、国民健康保険運営協議会から「被保険者の減少による税収の減少、医療費の推移等により赤字額が増加し基金の取崩しが増えていくこと、さらに、令和6年度からの納付金ベース統一の取組み等を踏まえると、来年も検討する必要がある」との答申を得ており、令和6年度に保険税率等の検証を行うもの。

### 2 概要

- (1) 県が算定する標準保険料率を基本とし、現状を踏まえながら保険税率の見直しについて検討する。
- (2) 課税限度額を現行の104万円から地方税法施行令に定める106万円に改めること。
- (3) こどもにかかる均等割額の軽減について検討すること。

### 3 他市の状況

- (1) 県内各市において、標準保険料率を参考に税率等の改定が行われている。
- (2) 改正済み 5市（足利市、日光市、矢板市、さくら市、那須烏山市）  
改正予定 8市（宇都宮市、佐野市、鹿沼市、小山市、真岡市、大田原市、那須塩原市、下野市）
- (3) 18歳未満のこどもにかかる均等割額の軽減措置 足利市

### 4 財政的作用

国保財政の健全な運営を図ることができる。

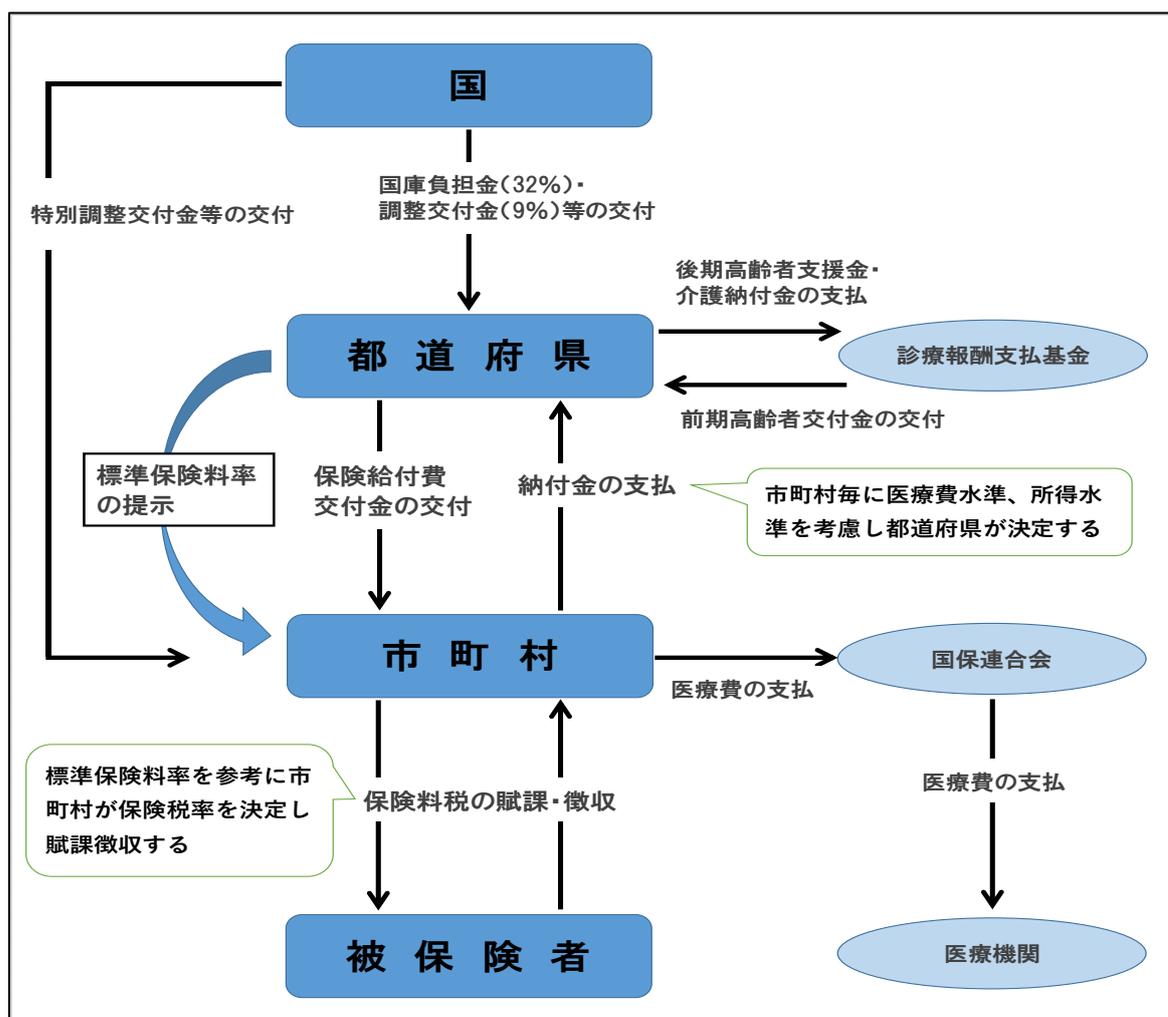
## 国民健康保険税率等の見直しについて

### 1 国保制度改革の概要

国民健康保険を将来にわたり安定的かつ持続的な制度とするための制度改革が行われ、平成30年度から毎年3,400億円の公費が投入され、財政基盤の強化が図られるとともに、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の中心的な役割を担うことになった。

県は、保険給付費等の見込みを立て、医療費水準や所得水準に応じた各市町の納付金の額を決定し、市町はこれを納付するとともに、保険給付費の支払いに必要な額を全額市町に交付する。また、納付金の支払いに必要な額を確保するための標準保険料率を各市町に示し、これを参考に市町は保険税率を決定する。

市町は、資格管理、保険税率の決定、賦課・徴収、保険給付、保健事業等の業務を行う。



## 2 保険税率等見直しの検討経緯

本市では令和6年3月に国民健康保険税条例を改正し、令和6年度から新税率により課税している。

令和5年度の保険税率の見直しにあたり、国民健康保険運営協議会から「被保険者の減少による税収の減少、医療費の推移等により赤字額が増加し基金の取崩しが増えていくこと、さらに、令和6年度からの納付金ベース統一の取組み等を踏まえ、来年も検討する必要がある」との答申を得ており、令和6年度に保険税率等の検証を行うもの。

## 3 現状

- ・令和6年度から、税率を下げた新税率により課税される。
- ・保険財政調整基金は、約29億5,365万円（R6.3末現在）
- ・被保険者の減少による保険税収の減を見込んでおり、保険財政調整基金を取り崩して財源に充てると見込んでいる。
- ・当初予算では約2億4,934万円の基金繰入を見込み、基金残高は約27億431万円（R7.3末現在）となる見通しである。

## 4 保険税率等見直しの考え方（案）

令和10年度の納付金ベースの統一を見据え、県が算定した標準保険料率を基本とする。基金については、県が進めている統一に向けた取り組みの中で市町と協議するとしており取扱いは未定であるため、現時点では安定的な国保運営を行っていくための適正な保有額（予算額の5%程度、約10億円）は保持することとする。

それらを踏まえ、今後の納付金の状況や基金残高の推移等をはじめ、被保険者の減少による税収の減少、医療費の推移等を勘案し、慎重に税率の検討を進めていきたい。

### （1）保険税率

県が算定する標準保険料率を基本とし、現状を踏まえながら保険税率の見直しについて検討する。

### （2）課税限度額の引き上げ

課税限度額については、現行の104万円を地方税法施行令に規定する106万円に改めることとする。

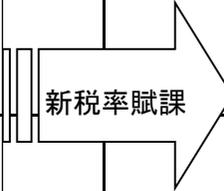
	医療分	後期高齢者支援分	介護分	計
現行	65万円	22万円	17万円	104万円
改正案	65万円	24万円	17万円	106万円

### （3）国保税のこどもの均等割

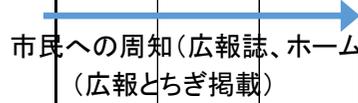
少子化対策の一環として、子育て世帯のさらなる経済的負担軽減を図るため、18歳未満のこどもにかかる均等割額の軽減について検討する。

# 国民健康保険税率見直し検証スケジュール(案)

	令和6年度												令和7年度				備考
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	
庁議等				● 7/26 庁議 (見直方針)				● 11/5、20 庁議 (改正案審議)		● 1/10 庁議 (条例案審議)							
議会関係				● 正副議長レクチャー (見直方針)						● 正副議長レクチャー (改正案)							
国保運営協議会				● 第1回 (税率の検証)	● 第2回 (税率の検証)		● 研修会	● 第3回 (税率の検証)	● 第4回 (税率の検証)	● 第5回 (R7予算(案))							
その他		● 正副市長レクチャー 5/28 ● 運営協議会への諮問					● 副市長レクチャー (改定案)	● 市長レクチャー (改定案)		● 副市長レクチャー (改定案)	● 市長レクチャー (改定案)						
										● 1/ 例規審査委員会 ● 議案提出							
							● R7県標準保険料率等 仮係数の提示	● R7県標準保険料率等 確定提示									



★ 条例施行



令和 6 年度国保事業費納付金及び標準保険料率の算定結果について

1 国保事業費納付金

(1) 国保事業費納付金総額

令和 6 年度の国保事業費納付金総額は、4,044,400 千円であり、前年度に比べ 27,774 千円の減 (99.32%) となっている。

国保事業費納付金総額 (単位：千円)

区 分	2023 年度 (R5 年度)	2024 年度 (R6 年度)	比 較	伸 率
医療給付費分	2,592,939	2,595,100	2,161	100.08%
後期高齢者支援金等分	1,111,782	1,091,873	△19,909	98.21%
介護納付金分	367,453	357,427	△10,026	97.27%
合 計	4,072,174	4,044,400	△ 27,774	99.32%

※国保事業費納付金は、各市町の医療費水準及び所得水準を反映し、算定されている。

※令和 6 年度国保事業費納付金へ県の財政安定化基金（財政調整事業分）の活用として「納付金総額が前年度の額を上回らないよう、25 億円活用する。」としたことから、本市においては、2 億 6 9 0 万円の減額調整が行われている。

(2) 被保険者一人当たりの負担額

令和 6 年度の国保事業費納付金の被保険者一人当たりの負担額は 132,251 円であり、前年度に比べ 9,116 円の増 (107.41%) となっている。

被保険者一人当たりの負担額 (単位：円)

区 分	2023 年度 (R5 年度)	2024 年度 (R6 年度)	比 較	伸 率
医療給付費分	78,405	84,860	6,455	108.23%
後期高齢者支援金分	33,618	35,704	2,086	106.21%
介護納付金分	36,907	37,458	551	101.49%
全 体	123,135	132,251	9,116	107.41%

2023 年度 (R5 年度)  
33,071 人  
(介護分のみ 9,956 人)

2024 年度 (R6 年度)  
30,581 人  
(介護分のみ 9,542 人)

※「全体」の額は、一人当たりの負担額の医療分、後期分、介護分の合計ではなく、納付金総額（医療分、後期分、介護分の計）を全被保険者数で除した額。

## 2 標準保険料率

国保事業費納付金の支払に必要な税額を確保するための標準保険料率を県が算定する。現行税率と比較すると、所得割 0.61%、均等割 5,493 円、平等割 1,830 円の差となっており、令和 6 年度からの新税率と比較すると、所得割 1.21%、均等割 11,093 円、平等割 2,830 円の差となっている。

### (1) 令和 6 年度 標準保険料率 (市町村算定方式)

区 分	所得割	均等割	平等割
医療給付費分	6.45%	27,215 円	19,163 円
後期高齢者支援金分	3.01%	12,175 円	8,573 円
介護納付金分	2.45%	12,603 円	6,394 円
合 計	11.91%	51,993 円	34,130 円

### 【参考】令和 5 年度 標準保険料率 (市町村算定方式)

区 分	所得割	均等割	平等割
医療給付費分	6.04%	24,876 円	17,754 円
後期高齢者支援金分	2.89%	11,443 円	8,167 円
介護納付金分	2.37%	12,274 円	6,168 円
合 計	11.3%	48,593 円	32,089 円

### (2) 現行税率 (令和 4 年度～)

区 分	所得割	均等割	平等割
医療給付費分	6.6%	25,100 円	18,600 円
後期高齢者支援金分	2.6%	10,200 円	7,500 円
介護納付金分	2.1%	11,200 円	6,200 円
合 計	11.3%	46,500 円	32,300 円

### (3) 比 較 (1) - (2)

区 分	所得割	均等割	平等割
医療給付費分	△ 0.15%	2,115 円	563 円
後期高齢者支援金分	0.41%	1,975 円	1,073 円
介護納付金分	0.35%	1,403 円	194 円
合 計	0.61%	5,493 円	1,830 円

(4) 新税率 (令和6年度～)

区 分	所得割	均等割	平等割
医療給付費分	6.0%	19,600 円	17,700 円
後期高齢者支援金分	2.6%	10,200 円	7,500 円
介護納付金分	2.1%	11,100 円	6,100 円
合 計	10.7%	40,900 円	31,300 円

(5) 比 較 (1) - (4)

区 分	所得割	均等割	平等割
医療給付費分	0.45%	7,615 円	1,463 円
後期高齢者支援金分	0.41%	1,975 円	1,073 円
介護納付金分	0.35%	1,503 円	294 円
合 計	1.21%	11,093 円	2,830 円

## 国民健康保険税の税率等を改定しました

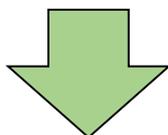
令和6年度課税分から国民健康保険税率等及び課税限度額を次のとおり改定しました。

国民健康保険(国保)は、病気やケガなどに備え、加入者が保険税を出し合って医療費の負担の軽減を図る支えあいの制度です。国保制度の安定的運営のため、ご理解、ご協力をお願いします。

### 国民健康保険税の税率等及び課税限度額

(改定前) 令和5年度

区分	所得割 ※1	均等割 ※2	平等割 ※3	課税限度額
医療分	6.6%	25,100 円	18,600 円	630,000 円
後期分	2.6%	10,200 円	7,500 円	190,000 円
介護分※4	2.1%	11,200 円	6,200 円	170,000 円
合計	11.3%	46,500 円	32,300 円	990,000 円



- ※1 加入者全員の基準総所得に対する税率
- ※2 加入者一人当たりの税額
- ※3 一世帯当たりの税額
- ※4 介護分は、40歳以上65歳未満の被保険者のみ

(改定後) 令和6年度(7月中旬通知予定)

区分	所得割 ※1	均等割 ※2	平等割 ※3	課税限度額
医療分	<b>6.0%</b>	<b>19,600 円</b>	<b>17,700 円</b>	650,000 円
後期分	2.6%	10,200 円	7,500 円	220,000 円
介護分※4	2.1%	<b>11,100 円</b>	<b>6,100 円</b>	170,000 円
合計	10.7%	40,900 円	31,300 円	1,040,000 円

#### Q なぜ保険税率を改定するの？

A 国保制度改革に伴い、市は県が示す標準保険料率を参考に保険税率等を決定することになっております。国民健康保険財政調整基金残高等も踏まえて検討し、改定となりました。

#### Q 保険税率改定による1世帯当たりの影響額は？

A 今回の改定では、一部の世帯で課税額が引上げになりますが、国保全体では一世帯当たり約 6,000 円の引下げになります。

#### Q なぜ課税限度額が引上げになるの？

A 所得に応じた課税を図り、中間所得世帯の負担軽減を図るため、地方税法施行令で定める課税限度額に改めるものです。

- 国保財政の安定化を図り、安心して医療を受けられるようにするため、保険税率等の改定にご理解、ご協力をお願いいたします。

保険税は納期内に



©2014 栃木市とち介

お問い合わせ

国民健康保険制度に関すること 栃木市保険年金課 TEL 0282 (21) 2131・2132

国民健康保険税に関すること 栃木市税務課 TEL 0282 (21) 2263・2264

市町別国民健康保険税率の状況(令和6年4月1日現在)

		令和6(2024)年度														医療+後期+介護 所得割 (%)	順位	
		医療分					後期高齢者支援分					介護分						
		所得割 (%)	資産割 (%)	被保険者 均等割 (円)	世帯別 平等割 (円)	賦課限度額 (千円)	所得割 (%)	資産割 (%)	被保険者 均等割 (円)	世帯別 平等割 (円)	賦課限度額 (千円)	所得割 (%)	資産割 (%)	被保険者 均等割 (円)	世帯別 平等割 (円)			賦課限度額 (千円)
1	宇都宮市	6.36	/	25,900	19,000	650	2.55	/	9,800	7,200	220	2.07	/	10,500	6,400	170	10.98	15
2	足利市	7.00	/	26,400	18,600	650	2.00	/	7,800	4,200	240	1.90	/	8,400	4,800	170	10.90	16
3	栃木市	6.00	/	19,600	17,700	650	2.60	/	10,200	7,500	220	2.10	/	11,100	6,100	170	10.70	18
4	佐野市	5.60	/	19,800	13,800	650	2.40	/	8,400	7,200	220	2.10	/	10,800	6,000	170	10.10	23
5	鹿沼市	6.80	/	20,400	17,400	650	2.50	/	8,400	6,600	220	1.70	/	9,000	4,800	170	11.00	13
7	日光市	7.00	/	22,000	24,000	650	2.60	/	8,000	10,000	240	2.10	/	7,000	8,500	170	11.70	5
8	小山市	6.10	/	23,800	19,500	650	2.80	/	10,000	7,500	220	2.40	/	9,500	7,500	170	11.30	10
9	真岡市	7.00	/	25,000	21,500	650	2.50	/	9,500	7,000	220	2.10	/	10,000	5,500	170	11.60	6
10	大田原市	5.50	/	32,000	/	650	2.00	/	12,000	/	220	1.50	/	14,000	/	170	9.00	25
11	矢板市	6.80	/	26,400	18,200	650	2.40	/	9,700	7,100	240	2.20	/	10,800	4,800	170	11.40	8
12	那須塩原市	6.40	/	21,000	19,000	650	2.00	/	5,900	6,100	220	2.00	/	8,000	4,900	170	10.40	20
13	上三川町	6.00	/	20,000	17,000	650	2.00	/	8,000	6,000	220	1.80	/	13,000	2,000	170	9.80	24
21	益子町	6.40	/	23,000	18,000	630	2.60	/	9,000	7,000	190	2.00	/	10,500	5,600	170	11.00	13
22	茂木町	6.90	/	21,000	21,000	650	2.50	/	9,000	7,000	220	1.90	/	8,000	6,000	170	11.30	10
23	市貝町	8.00	/	22,000	17,700	650	3.00	/	8,000	7,500	220	2.00	/	9,000	4,800	170	13.00	3
24	芳賀町	6.30	/	24,000	22,000	650	2.30	/	10,000	7,000	220	1.80	/	10,000	6,000	170	10.40	20
25	壬生町	8.40	/	24,900	23,600	650	2.70	/	8,200	7,200	220	2.10	/	8,400	5,100	170	13.20	1
26	下野市	6.30	/	28,800	20,400	650	2.20	/	9,600	6,000	220	1.90	/	12,000	3,000	170	10.40	20
28	野木町	6.90	/	25,500	22,000	610	2.20	/	9,600	7,000	190	2.20	/	10,500	6,000	160	11.30	10
36	塩谷町	7.20	/	27,000	21,000	650	2.60	/	9,400	6,800	240	1.80	/	8,000	3,600	170	11.60	6
37	さくら市	6.90	/	25,000	23,500	650	2.00	/	8,400	7,400	240	1.90	/	8,700	7,000	170	10.80	17
38	高根沢町	8.20	/	26,000	23,500	650	3.00	/	9,000	8,400	240	2.00	/	8,000	6,000	170	13.20	1
41	那須烏山市	6.80	/	23,500	21,000	650	2.60	/	8,300	6,600	240	2.00	/	8,300	7,000	170	11.40	8
42	那珂川町	6.20	/	24,000	21,000	650	2.50	/	10,000	7,000	240	2.00	/	10,000	6,000	170	10.70	18
45	那須町	6.30	/	17,700	14,800	650	3.00	/	7,900	6,900	220	2.50	/	9,400	6,300	170	11.80	4



栃市保第243号  
令和6年7月26日

栃木市国民健康保険運営協議会 会長 様

栃木市長 大川 秀 子



国民健康保険事業運営について（諮問）

時下 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

本市国民健康保険事業につきましては、日頃より格別のご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、国民健康保険事業運営に関し、下記事項について諮問いたしますので、ご審議のうえ答申くださいますようお願い申し上げます。

記

- 1 国民健康保険税率の見直しについて
- 2 課税限度額の引き上げについて
- 3 こどもにかかる均等割額の軽減について

生活環境部保険年金課国保係  
木嶋・渡辺  
TEL 0282-21-2131

## 《諮問の主旨》

国民健康保険を将来にわたり安定的かつ持続的な制度とするための制度改革が行われ、平成30年度から毎年3,400億円の公費が投入され、財政基盤の強化が図られるとともに、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の中心的な役割を担うこととなりました。

県は保険給付費等の見込みを立て、医療費水準や所得水準に応じた各市町の国保事業費納付金を決定し、市町はこれを納付するとともに、保険給付費の支払いに必要な額を全額市町に交付しています。また、納付金の支払いに必要な額を確保するための標準保険料率を各市町に示し、これを参考に市町は保険税率を決定することとなっております。

本市においては、令和6年3月に国民健康保険条例を改正し、令和6年度から新税率により課税しています。

令和5年度の税率改定にあたり、国保事業費納付金の今後の状況、被保険者の減少による税収の減少、医療費の推移等により赤字額が増加し基金の取崩しが増えるという予測と、令和6年度からの納付金ベース統一の取組み等を踏まえ、令和6年度に検証を行うことになっていることから、令和7年度の国民健康保険税率の見直し及び課税限度額の引き上げについて検討する必要があります。

また、子育て世帯のさらなる経済的負担軽減を図るため、18歳未満の子どもにかかる均等割額の軽減についても、あわせて、慎重なご審議のうえ、答申くださいますようお願い申し上げます。